個人番号カードが１月から順次交付されます
（受取場所は鏡野町役場、各振興センターの4カ所です）

平成28年１月以降、個人番号カードを申請された方に「個人番号カード交付通知書」（ハガキ）が役場から転送不要で送付されます。

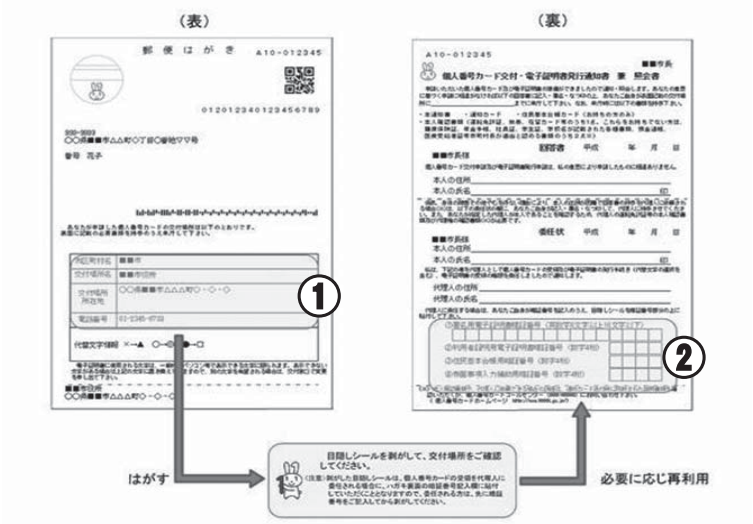

①ハガキ表面のシールをはがして受取場所を確認します。

必要書類を用意して受取りに来庁してください。

②パスワード（暗証番号）は来庁される前に事前に考えておいてください。
（記入されても結構です）

署名用電子証明書	英数字6～16文字で設定。英字は大文字のA～Zまで、数字は0～9までが利用でき、いずれも1つ以上が必要です。
利用者証明用電子証明書 住民基本台帳用券面事項入力補助用	数字　4ケタ （同じ番号でもかまいません）

●カード交付来庁時に持参するもの

Ⅰ ご本人が来庁の場合
- ·交付通知書（ハガキ）
- ·番号通知カード
- ·本人確認書類　下記参照
- ·住民基本台帳カード
  （お持ちの方のみ）

Ⅱ 代理人に委任する場合
- ·交付通知書（ハガキ）「下段委任状記入」
- ·番号通知カード
- ·本人確認書類　下記参照
- ·代理人確認書類　下記参照
- ·来庁が困難であることを証する書類
  ⇒出頭困難申立書　下記参照

持参するものをご用意のうえ、ご本人が窓口にお越しください。やむを得ず代理人に委任される場合は必要書類が増えますのでご注意ください。

※1　申請者ご本人が窓口に来られる場合の本人確認書類

①１点で足りるもの
- ・運転免許証、住基カード（写真付きのもの）、障害者手帳、旅券、在留カードなど公官庁が発行した写真付きの書類など

②２点必要なもの
- ・「氏名と生年月日」、又は「氏名と住所」が記載されているものが前提

例：健康保険証、介護保険被保険者証、後期高齢者被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、在学証明書、預金通帳、医療受給者証　などのうち　２点

※15歳未満の人や成年被後見人の場合は、法定代理人が同行してください。

※番号通知カードは本人確認書類にはなりません。

※2　代理人が窓口に来られる場合の申請者及び代理人の本人確認書類

①申請者本人の確認書類
- ※１－①に記した申請者本人確認書類　２点
- ※１に記した①②から１点ずつ
- ※１に記した②から３点（うち写真付きを１点以上）

いずれか

②代理人の本人確認書類
- ※１－①に記した申請者本人確認書類　２点
- ※１に記した①②から１点ずつ

いずれか

③代理権者の確認書類
- ※法定代理人　戸籍謄本、登記事項証明書（原本）等　（本籍地が町内の場合は不要）（登記事項証明書の原本還付希望の場合は原本証明が必要）
- ※その他の場合　委任状等（ハガキ下段の「委任状」欄」に記入することで足りる）

④来庁が困難であることを証する書類例
- ※診断書、入院証明書、施設入所証明書等
- ※身体障害者手帳等（写真付きの場合、※２の①と兼ねることができる）
- ※高齢、虚弱、公共交通機関がないなどの理由で代理人が来庁する場合
- ⇒来庁が困難である理由等を記した申立書「出頭困難申立書」

いずれか

お問い合せ先　鏡野町住民税務課　電話（0868）54-2985